

報告事項ア

コンプライアンス特別強化月間中の取組みについて

コンプライアンス特別強化月間中の取組みについて、別紙のとおり報告します。

平成24年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

コンプライアンス特別強化月間の取組みについて

教育総務課

県民の信頼と期待を損なう不祥事の続発という危機的状況を踏まえ、今一度、全教職員が鳥取県教育に携わる者としての自覚を持ち、不祥事を自分の問題として捉え、再発の防止に取り組むことが必要であることから、平成24年11月を「コンプライアンス特別強化月間」に設定し、鳥取県教育委員会をあげてコンプライアンス向上の取組を進めました。

その概要について、次のとおり報告します。

1 コンプライアンス特別強化月間 … 平成24年11月

2 運動期間中の取組状況

(1) 職員への周知徹底

①全職員への周知徹底

ア. 教育長緊急アピール文の通知（11月7日付教育長通知）

服務規律の徹底を図るため、教育長緊急アピールを通知するとともに、各所属において不祥事防止に資する取組を実施するよう指示

イ. コンプライアンスの再徹底通知（11月12日付教育長通知）

11月7日付教育長通知の内容を再確認するとともに、不祥事の根絶に向けた取組を一層強化するよう指示。

※ 市町村（学校組合）教育委員会にも、不祥事防止に向けた取組を要請。

②学校長への周知徹底

ア. 臨時公立学校長会（11月5日開催）

県下の全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長に対し、服務規律の保持等について教育長から訓示。

イ. 県立学校長会（11月5日開催）

県立学校の校長に対し、服務規律の保持等について教育長から訓示。

※ その他各地区校長会、副校長教頭会、事務長会等において、服務規律保持の徹底を指示。

(2) 各所属における取組

①教育長緊急アピールの趣旨の徹底

・教育長緊急アピール文書（11月7日付）を全教職員に配付し、所属長自らその趣旨を徹底。

②不祥事防止に資する独自の取組の実施

- ・11月7日付教育長通知を踏まえ、各所属において不祥事防止に資する取組を実施。

<各所属における主な取組み> (所属毎の取組は別添のとおり)

- ・「教育長緊急アピール文書」やコンプライアンス行動指針に規定する「7つの行動規範」の執務室等への掲示による周知徹底
- ・朝礼等での「県民への誓い」「7つの行動規範」「懲戒処分指針」等の再確認や復唱
- ・朝礼時に各職員が不祥事防止対策等について、自らの考えを発表
- ・「7つの行動規範」のパソコン画面への設定、各自の名札への縮小判の貼付。
- ・コンプライアンスに関するテーマ別の所属内研修の実施（外部講師や所属長等による連続講義、事例検討等）
- ・全職員が「決意文」を作成して管理職に提出
- ・「不祥事防止データベース」の全職員への配布やチェックシート等を活用した日常業務の再点検、県費外会計の中間点検の実施
- ・職場内での交通法規遵守、飲酒運転防止などの呼びかけの徹底
- ・朝の挨拶運動の実施（職員同士のコミュニケーションと早めの出勤を促進）
- ・自家用車での通勤時に10分早く家を出て、余裕を持った運転をするよう啓発

3 今後の対応

(1) 特別強化月間の取組の継続

- ・特別強化月間の取組を一過性のものとしないう、各所属で工夫して取組を継続する。

(2) コンプライアンス遵守の取組の継続と点検

- ・コンプライアンス研修の実施など、これまで実施してきた取組を引き続き実施するとともに、近年の不祥事の内容等を分析し、従来の取組に改善の余地がないかどうか点検を行う。

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

	所属	所属における具体的な取組内容
本庁	教育総務課	○毎朝の朝礼時、各自の下半期の業務目標とともに、不祥事の未然防止に対する考えを発表させ、自分の言葉として発表させること、多くの人の意見を参考とさせることで綱紀肅正・服務規律の再徹底を図った。
	教育環境課	○コンプライアンス意識の徹底に向けて、「教育長緊急アピール」及び「コンプライアンス行動指針の7つの行動規範」の趣旨を周知(全職員への配布、執務室内への掲示、行動指針の音読)した。
		○コンプライアンス意識の徹底に向けて、過去の研修資料を活用し、業務や日常生活における留意事項、不祥事を起こさないための心構え、不祥事を起こした場合の影響等について周知した。
	小中学校課	○毎日の朝礼時に「7つの行動規範」の読み上げを行った。
	特別支援教育課	○朝礼時、「県民への誓い」を唱和した。
		○執務室内に教育長緊急メッセージを掲示した。
	教育センター	○非常勤職員、長期研修生を含む全職員が参加の上、所長が講話を行った。
		○11月中の朝会において「県民への誓い」唱和するとともに、法令を遵守することへの呼びかけを行った。
	高等学校課	○毎日の朝礼の際、コンプライアンス行動指針の中で教職員の基本姿勢を示した「7つの行動規範」を、1項目ずつ課員全員で朗読した。
	家庭・地域教育課	○課長から各職員にコンプライアンスの徹底について注意喚起を行った。
		○朝礼時の一言テーマを「コンプライアンスの徹底について私が思うこと」とし、各職員がコンプライアンスについて、 ・日頃から気をつけていること ・考えていること ・実際に取り組んでいること などについて一言話し、コンプライアンスを自らの問題と考えること、また他職員の考えを聞くことで公務員としての意識を高めた。
	図書館	○職員全員研修会において教育長緊急アピールを全員に配布し、館長がその趣旨を周知するとともに、コンプライアンスを徹底するよう説明を行った。
	人権教育課	○朝礼時に、毎日「県民への誓い」を唱和した。
		○「教育長緊急アピール」を職員の目につきやすい水屋に掲示した。
○終礼の挨拶時に、コンプライアンス遵守の内容について呼びかけた。		
文化財課	○朝礼で「県民への誓い」を全員で読み上げ、コンプライアンスの徹底を図った。	
	○「教育長緊急アピール」「7つの行動規範」を全職員にメール配信し、執務室内の目につく場所に掲示するとともに、課長から全職員にコンプライアンスの再徹底を訓示した。	
	○朝礼、終礼(特に週末)時に、飲酒運転の厳禁、交通事故の加害者・被害者にならないよう注意喚起を行った。	
博物館	○館の全体集会の機会を活用して、館長訓話を実施し、あらためて県職員としての自覚と職責の重さを再認識させた。	
	○朝の挨拶運動を徹底し、職員同士のコミュニケーションと早めの出勤を促進することで、風通しの良い職場づくりと、事故等の防止に向けゆとりを持った通勤を働きかけた。	
スポーツ健康教育課	○毎日、朝礼で課員全員で県民への誓いを音読した。	

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

	所属	所属における具体的な取組内容
地方機関	東部教育局	○教育長緊急アピールを執務室内に掲示するとともに、「7つの行動規範」を全員に配布し、毎週金曜日の朝礼時に全員で復唱した。
		○軽微な交通違反となりうる30km未満の最高速度違反、信号違反、一時停止違反、シートベルト・携帯電話使用などの安全運転義務違反の行為について、一週間の期間を定め、期間内での有無を自己申告させることで、安全運転を心がける契機とさせた。
	中部教育局	○局長による朝礼時の注意喚起を行った。
		○局長を講師とした研修を実施した。
		○緊急アピール文書の回覧、全職員へのメール送信を行った。
		○県民の誓いを全職員で唱和(毎週月曜日)した。
	西部教育局	○公用車、自家用車利用出張者への無事故無違反の声かけを行った。
		○朝礼時に所属長訓示を織り交ぜ、コンプライアンスの周知、徹底を図った。
	教育機関	船上山少年自然の家
○懇親会、忘年会等の飲酒を伴う会合において、所長は飲酒者の帰宅手段を確認するとともに、飲酒運転を絶対行わないよう注意喚起を促し、飲酒者を送り出すまで確認した。		
○言葉使いや言動、態度等を省みるとともに、より一層の思いやり、おもてなしの心をもって県民、来所者に接した。		
○通勤時、これまでより10分早く自宅を出て、制限速度を10Km/h落とす心づもりの余裕をもった運転を行う「10・10運動」を実施した。また勤務時間内に業務が終了できるよう集中して職務に専念することで早めに帰宅し、結果的に事故防止につながるよう取り組んだ。		
○毎日実施する職員朝礼で、所長は機会ある毎にコンプライアンスに関する講話、指導を行い、各職員は業務の中で実践するとともに積極的にコンプライアンス研修に参加した。		
大山青年の家		○HPやブログ等で情報発信は積極的に行う一方、個人情報保護にも十分配慮し、USBメモリー等の不適切使用は行わないことを徹底した。
		○朝礼において「教育長緊急アピール」を伝達した。
		○事務室内に「教育長緊急アピール」と「7つの行動規範」を拡大コピーをして掲示した。
		○各自名札の裏面に「7つの行動規範」を縮小コピーをして収納し、身につけ行動した。
		○各自の机上及び前面に「7つの行動規範」を貼り、常に見えるようにした。
埋蔵文化財センター	○毎朝の朝礼で、「7つの行動規範」の中から、直面している業務や生活において関連する項目・内容を取り上げ、コンプライアンス意識の確認をした。	
	○所属内研修の実施 センター本所に於いて、全職員を対象に服務規律の徹底と信頼確保に向けた研修を実施した。 (配布資料) ・H24. 11. 7付第201200122535号通知 ・鳥取県教職員コンプライアンス行動指針 ・懲戒処分等の指針	
	○「7つの行動規範」の徹底 各自のパソコンのトップ画面に、全職員が「7つの行動規範」を設定し、基本的な行動規範を常に意識するようにした。	
		○朝礼時の意識付け 朝礼時に所長が訓示を行い、コンプライアンス徹底を意識付けた。

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

	所属	所属における具体的な取組内容
	むきばんだ史跡公園	<p>○毎日朝礼にて県民への誓いを唱和した。</p> <p>○朝礼の中で服務規律の徹底について所長から注意喚起した。</p> <p>○所長及び元米子警察署警察官を講師として、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。</p>
高等学校	鳥取東高等学校	<p>○職員朝礼において、服務規律の保持について注意喚起した。</p> <p>○職員朝礼において、校長が「教育長緊急アピール」を読み上げ、全教職員にその趣旨を徹底した。</p> <p>○全教職員を対象とした校内コンプライアンス研修を実施した。</p>
		<p>○運営連絡会において、校長が各学年・分掌主任に対し、所属職員の誠実な職務の遂行に向け、日常的に指導・助言にあたるよう指示した。</p> <p>○職員会議において、校長が懲戒処分状況を伝えるとともに、「教育長緊急アピール」を全職員に対し読み上げ、同様の指示を行った。</p> <p>○全職員に対し、「県民への誓い」を配布するとともに、職員室他のよく見える場所にも掲示した。</p> <p>○全職員に、「不祥事防止データベース」を必ずチェックするよう指示した。</p>
		<p>○「県民への誓い」を校内グループボードに貼り付け、全職員に対して改めて周知した。</p> <p>○コンプライアンス職場研修を実施した。</p> <p>○学校徴収金会計処理の中間点検を行った。</p>
	鳥取商業高等学校	<p>○臨時職員会議を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育長緊急アピールの周知 ・「公立学校教職員の懲戒処分の概要」及び「不祥事防止データベース」を活用したコンプライアンス研修 ・11月「コンプライアンス特別強化月間」における本校の取組について周知 <p>○以下の4点を取り組み内容として設定し、11月の定例職員会議で確認及び徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①出張及び復命の申請の徹底 ②勤務時間中における校外へ外出の際、管理職への連絡及び外出簿記載の徹底 ③個人情報の管理の徹底 ④交通法規の遵守の徹底
	鳥取工業高等学校	<p>○校長訓話</p> <p>(1)境港市でのいじめ事象について、教職員としていじめを許さない姿勢やいじめに関する早期対応などについて教職員に理解と自覚を促した。</p> <p>(2)鳥取県の教育関係者の不祥事の続発を受け、このことに関して教職員に教職員としての自覚をもつことなどについて強く求めた。</p> <p>○関連する資料の配付</p> <p>服務規律の徹底と信頼確保に向けた取組について(通知)及び鳥取県公立学校校会資料服務規律の徹底に関する教育長資料及びいじめに関する資料を全教職員(非常勤職員も含む)に配布した。</p> <p>○臨時職員会議の開催</p> <p>臨時職員会議を開催し、校長から服務規律の厳正な保持やいじめの対応について強く指導を行った。その後、教育相談部からQU検査からみた気になる生徒の報告を行い情報の共有を図った。なお、当日出張等で職員会議を欠席した職員には、管理職が個々に職員会議の主旨などを話し指導を行った。</p> <p>○定例職員会議での指導</p> <p>会議の冒頭で、校長から服務規律の厳正な保持の他、総選挙を控え公務員の選挙活動等について、また年末の忘年会シーズンを迎え特に飲酒運転の根絶など交通法規の遵守について指導を行った。</p>
	鳥取湖陵高等学校	<p>○校長訓話</p> <p>(1)境港市でのいじめ事象について、教職員としていじめを許さない姿勢やいじめに関する早期対応などについて教職員に理解と自覚を促した。</p> <p>(2)鳥取県の教育関係者の不祥事の続発を受け、このことに関して教職員に教職員としての自覚をもつことなどについて強く求めた。</p> <p>○関連する資料の配付</p> <p>服務規律の徹底と信頼確保に向けた取組について(通知)及び鳥取県公立学校校会資料服務規律の徹底に関する教育長資料及びいじめに関する資料を全教職員(非常勤職員も含む)に配布した。</p> <p>○臨時職員会議の開催</p> <p>臨時職員会議を開催し、校長から服務規律の厳正な保持やいじめの対応について強く指導を行った。その後、教育相談部からQU検査からみた気になる生徒の報告を行い情報の共有を図った。なお、当日出張等で職員会議を欠席した職員には、管理職が個々に職員会議の主旨などを話し指導を行った。</p> <p>○定例職員会議での指導</p> <p>会議の冒頭で、校長から服務規律の厳正な保持の他、総選挙を控え公務員の選挙活動等について、また年末の忘年会シーズンを迎え特に飲酒運転の根絶など交通法規の遵守について指導を行った。</p>

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

所属	所属における具体的な取組内容
鳥取緑風高等学校	<p>○「県民への誓い」の唱和 11月12日(月)～11月30日(金)の間、勤務日の毎日職員朝礼の冒頭で実施した。</p> <p>○学校長及び担当教頭から全職員に対しメッセージを発送し、再度、服務規律の徹底と信頼確保に向けた自らの言動についての注意喚起を促した。</p> <p>○「教育長緊急アピール」「7つの行動規範」「県民への誓い」「公立学校教職員の懲戒処分概要」を全職員に配布し、言葉だけでなく視覚からも事の重大さを訴え、教職員個々がじっくりと考える機会を与えた。</p> <p>○91項目に及ぶチェックシートの実施により、自らの言動を振り返り、教育公務員としての自覚と責務の重さを再認識させた。</p>
青谷高等学校	<p>○校長による教育長緊急アピール文書の配布と確認を行った。</p> <p>○機会あるごとに、服務規律の大切さを説いた。</p> <p>○職員会において、コンプライアンスチェックを実施した。</p> <p>○コンプライアンス研修の実施と確認(事例研究と管理職からのコメント)を行った。</p>
岩美高等学校	<p>○緊急にコンプライアンスの職員会議を開催し、第1回チェックリストを配布するとともに、グループ別の話し合いをもった。</p> <p>○今後の職員会議で、《教育公務員としてのチェックリスト》全12回を1回ずつに分けて配布し、全職員が各自でチェックする時間を設けることとした。</p> <p>○「県民への誓い」を職員室等に掲示した。</p> <p>○毎月の最初の日を「コンプライアンスの日」と定めて行事予定表に入れ、当日の職員朝礼で宣言することとした。</p>
八頭高等学校	<p>○職員全員に「教育長緊急アピール」と「7つの行動規範」を印刷し配布。その主旨を朝礼で副校長が説明し、職員全員が一読。職員会議で校長がアピールを読み上げ、再度服務規律の徹底と信頼の保持を職員全員に周知した。</p> <p>○職員会議でコンプライアンスに係る自己チェックを実施した。</p> <p>○このほか教職員の不祥事に関して朝礼等でコンプライアンスの徹底を全職員に意識させた。</p>
智頭農林高等学校	<p>○第2週、毎日「県民への誓い」を職員全員で読誦した。</p> <p>○定例の職員会では、「自分と自分の家族を守るため」のチェックシートを毎回配布し自己チェックを行うこととした。11月分については、コンプライアンスに関する職員研修会で実施した。</p> <p>○出張における用務前の時間、用務終了後の時間の取扱いについて確認を行った。</p>
倉吉東高等学校	<p>○職員会議において校長が全教職員へ指導を行った。 ＜資料＞ ①教育長緊急アピール ②「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」の中で教職員の基本姿勢を示した「7つの行動規範」</p> <p>○「7つの行動規範」を手帳サイズ及び名刺サイズに縮小コピーし全教職員へ配布、携帯させコンプライアンス意識を高めた。</p>
倉吉西高等学校	<p>○職員朝礼において服務規律確保に向けた指導を行った。</p> <p>○平成24年11月7日付けの教育長緊急アピール文書を全教職員に配布した。</p> <p>○「教育長緊急アピール」、「7つの行動規範」文書を拡大し、教務室出入り口付近に掲示した。</p> <p>○服務規律確保に向けた「コンプライアンス遵守」に関する研修会を実施した。</p>

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

所属	所属における具体的な取組内容
倉吉農業高等学校	<p>○職員会議において、校長より指導及び取組の趣旨について説明した(計5回)。</p> <p>○職員研修(服務規律の徹底と信頼確保)を行った(計2回)。 ・コンプライアンス業務点検チェックシートによる自己評価と改善</p> <p>○その他日々の取り組みを実施した。 ・「県民への誓い」を教務室、農場管理室、寮事務室、事務室の壁に掲示し、意識を職場で高めた。 ・「県民への誓い」の縮小版(名刺版)を全職員に配付し、自立的防止に心がけるよう指導した。</p>
倉吉総合産業高等学校	<p>○11月の職員会議(11/12)において服務規律の徹底について学校長が訓示を行い、その際に資料として ・教育長緊急アピール ・「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」の中で教職員の基本姿勢を示した「7つの行動規範」を全職員に配布した。</p> <p>○全職員にメールにて ・教育長緊急アピール ・「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」の中で教職員の基本姿勢を示した「7つの行動規範」 ・公立学校職員の懲戒処分の概要を配信し、文書を熟読し主旨を十分に理解したかを名表に記入することによって確認した。</p>
鳥取中央育英高等学校	<p>○服務規律について学校長より口頭及び文書で、職員会議や週初めの職員朝礼において、全職員に徹底を図った。</p> <p>○「コンプライアンス業務点検チェックシート」を活用し、全職員がコンプライアンス向上に向けて日々の業務や意識を点検し、改善に活かした。</p> <p>○臨時の職員会議を設定し、「個人情報情報の漏洩」「飲酒運転」「セクハラ行為」「不適切会計処理」に関する過去の事例等を基にしてグループ協議の形で職員研修会を行った。</p>
米子東高等学校	<p>○「教育長緊急アピール」の徹底 平成24年11月13日(火)職員朝礼で校長が読み上げて徹底した</p> <p>○コンプライアンス校内研修会の開催 (講師:校長) ・「教育長緊急アピール」の再確認 ・「7つの行動規範」の解説 ・平成24年度に発生した懲戒処件事案概要の説明 ・懲戒処分等の指針(平成20年3月31日第200700204431号教育長通知)の再確認</p> <p>○非常勤講師への研修会内容周知 上記のコンプライアンス校内研修会資料を非常勤講師に配布し内容を周知した</p>
米子西高等学校	<p>○臨時職員会議を開催し、「教育長緊急アピール」を全職員に配付。校長自ら読み上げるとともに、「7つの行動規範」についても1項目ごとに確認した。また、11月度職員会議において、交通法規の遵守について注意喚起を促した。</p> <p>○コンプライアンス研修 事務長が講師となり、「個人情報取扱要領」の管理に係る部分を重点的に行い、個人情報流出が発生しないように徹底を図った。</p>
米子高等学校	<p>○職員会議や毎週の朝礼で、学校長が県内の具体的な不祥事例に触れながら服務規律の徹底と、教育に対する信頼回復を継続的に職員に訴えた。</p>
米子南高等学校	<p>○コンプライアンス校内研修会を実施し、校長自ら教育長緊急アピール文書を読み上げ、趣旨の徹底をはかった。</p> <p>○緊急メッセージの配布及び校内Webへ掲載し、常に自らを振り返りながら、教育公務員としての自覚を持ち責任のある行動を行うことを、「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」の中で教職員の基本姿勢を示した「7つの行動規範」を例に具体的に説明、理解し合いながら周知徹底を図った。</p>

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

	所属	所属における具体的な取組内容
		○自らの状況をコンプライアンス業務点検チェックシートにより自己評価するとともに、出来ていない項目について自己改善に取り組み、実践に結びつくよう確認した。
	米子工業高等学校	○職員朝礼にて、11月5日の公立学校長会、県立学校長会における教育長のメッセージと共に服務規律の徹底を指導した。 ○職員会議にて、11月7日付「教育長緊急アピール文」、「『鳥取県教職員コンプライアンス行動指針』の中で教職員の基本姿勢を示した7つの行動規範」とともに服務規律の徹底を再度行った。 ※上記文書は全教職員に配布し、さらに平成23年9月6日付の教育長メッセージと共に教務室内等に常時掲示している。 (※本校では、各職員会議の冒頭で、必ず学校長から服務規律の徹底の指導を行っている。) (※9月21日の臨時県立学校長会を受けて9月24日職員朝礼でも服務規律の徹底を指導し、さらに10月にもコンプライアンス研修会を開催している。)
	米子白鳳高等学校	○朝礼時に教育長緊急アピールを配布し、趣旨の徹底を図った。 ○職員会議において「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」の中の7つの行動規範の徹底を図った。
	境高等学校	○学校長訓話 対象:全教職員 内容:「教育長緊急アピール」と「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針(7つの行動規範)」を配布し、昨今の教職員の不祥事が多発する状況について説明し、教職員としての使命感と誇りを持ち、県民の期待に応えることのできる行動をとるよう訓話を行った。 ○校内コンプライアンス研修 対象:全教職員 内容:具体的な不祥事案をもとに、グループ討議を行った(12月)。
	境港総合技術高等学校	○11月8日 臨時職員会議「服務規律の徹底と信頼確保に向けた職員会議」を開催。教育長緊急アピールを校長が読み、服務規律の徹底を指示。その後、教頭が「7つの行動規範」を読み上げ、学年会でコンプライアンス徹底の取組についての話をするように指示。 ○11月12日 臨時職員会議を開催し、再度一丸となって服務規律の徹底と信頼回復に取り組むよう学校長から指示。 ○11月16日 一斉学年会にて、コンプライアンス徹底についての話し合いを行い、教頭に文書にて報告 ○11月27日 職員会議にて、各学年での話し合いの内容を教頭が全職員に伝え、その後校長より再度の指導を行った。
	日野高等学校	○職員朝礼において、不祥事の事例を紹介し、業務への取り組み方を各自が再点検するよう校長より訓辞した。 ○職員会議で「教育長緊急アピール」の読み合わせを行った。また、「7つの行動規範」を確認し、服務規律の徹底・信頼確保・綱紀肅正について訓辞した。今回の事案にとどまらず、生徒指導・保護者対応など「報・連・相」を徹底するよう具体例を交えて訓辞した。 ○コンプライアンス特別強化月間にとどまらず、必要に応じ定期的に研修や校長訓辞を行うことを確認した。
特別支援学校	鳥取盲学校	○職員会議、職員朝礼等の機会あるごとに、服務規律の徹底の呼びかけを繰り返した。 ○緊急アピール文書、職員の処分状況を教職員全員へ周知すると共に、校内の教職員掲示板(パソコン)上で繰り返し読むことができるようにした。 ○資質向上のための意識を強く持てるよう、日々の業務へ取り組む姿勢を見直す機会として、職員朝礼や職員会議、職員研修会などを活用した。 ○職務の専門性を維持向上することが、教育への信頼を高めることにつながるため、日々の業務の改善や工夫につながるよう意識を高めた。

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

所属	所属における具体的な取組内容
鳥取聾学校	<p>○校長が職朝及び職員会で具体的な発生事例を紹介し、服務規律の保持の徹底を強く促した。また、教育長緊急アピール文書を全職員(事務及び非常勤を含む)に配布し、自分のこととして考えるように強く話した。</p> <p>○全校種を対象とした臨時校長会を受けた翌日に、校長会の概要と対岸の火事でなく自分のこととして受け止めるよう、校長が話をした。</p> <p>○教務室及び事務室に教育長緊急アピールを掲示し、常に確認できる環境とした。</p> <p>○職員会で、コンプライアンスについて各自がどの程度守れているかチェックリストを使って点検した。また、チェックリスト以外にも、教育公務員として守るべきことはないかを各自考えた。そして、最後にこれからの決意を書いて意を新たにした。</p> <p>○パソコン上の掲示板に服務規律の保持に関する文書を掲載し、徹底について呼びかけた。</p> <p>○各学部で、コンプライアンスについて話し合い、確認した。</p> <p>○飲酒をとまなう懇親会については、その都度「車に乗らない、乗らせない」ことを確認している。</p>
(ひまわり分校)	<p>○「教育長緊急アピール」及び「7つの行動規範」を読み合わせ、内容を確認し、室内に掲示した。</p> <p>○チェックシートを使って、教育公務員としての各自現状を振り返り、改善すべき点を明確にした。</p> <p>○コンプライアンス研修を実施し、多様な視点から「私の提案」として率直に意見を出し合った。</p>
鳥取養護学校	<p>○「100%をめざそう！」 ・出勤簿の毎日の押印、休暇の事前申請、旅行伺いの事前申請と2週間以内の復命など、身近な服務規律から徹底した。</p> <p>○チェックシートを活用し、具体的にコンプライアンスを意識できるよう取り組んだ。</p> <p>○「県民への誓い」を学校掲示板「学校の1日」の最初の画面に掲示した。</p> <p>○「7つの行動規範」を掲示した。 ・職員室、事務室、校長室へ常時掲示 ・模造紙に拡大掲示</p>
白兔養護学校	<p>○職朝 臨時校長会の内容について周知(11月第2週目2回、第3週目1回)緊急アピールについて職員へ配布し、コンプライアンスの徹底について指導した。</p> <p>○職員会 コンプライアンスについて毎回で自己確認・管理職による指導を実施した。(今年度、6回目のコンプライアンス共通確認)</p> <p>○企画委員を対象としたリスク管理研修を実施した。</p> <p>○職員室に「7つの行動規範」掲示して、教職員への理解と周知を図った。</p> <p>○「鳥取県いじめ対策指針のHP掲載について」及び「緊急アピール」をノーツ掲示板に掲載して、理解と周知を図った。</p> <p>○その他 本校の児童生徒の実態に応じて、9月から「気になる児童・生徒を早期に発見するための視点」(チェック表)について検討・作成し、11月に教員に配布、12月より実施予定</p>

コンプライアンス特別強化月間(平成24年11月)中の取組状況

所属	所属における具体的な取組内容
倉吉養護学校	<p>○「コンプライアンスの手引き」(県のコンプライアンス指針を基に学校で作成)を基に、研修を行う。</p> <p>◆11月16日 終礼10分間 副校長が担当 教育長緊急アピール等を基に研修した。 【職務に対する姿勢 利害関係者との関係 説明責任 交通法規の厳守】 ・教育長緊急アピール、7つの行動規範を読む。 ・10月31日付で処分の出た不祥事について研修する。 ・コンプライアンスチェックシートをチェックする。</p> <p>◆11月22日(木)終礼5分間 情報教育主任が担当 【知的財産権への対応 個人情報の保護 情報セキュリティ対策】 ・USBの利用の仕方の確認する。 ・パソコンのウイルス対策について確認する。</p> <p>◆11月30日(金)終礼5分間 人権教育主任が担当 【人権の尊重 体罰】 ・自分自身を振り返る。 ・資料を基に人権感覚を高める・</p> <p>◆12月7日(金)終礼5分間 教頭が担当 【わいせつセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの禁止】 ・事例を参照に研修する。</p> <p>○職員室の出入り口に注意喚起の掲示を行った。</p>
皆生養護学校	<p>○「教育長緊急アピール」を全職員で読んだ。</p> <p>○「公立学校教職員の懲戒処分の概要」を全職員で読んだ。</p> <p>○職員会で全職員一人一人が「決意文」を書き、管理職へ提出した。</p>
米子養護学校	<p>○全教職員を対象に、職員会議及び職員終礼時に9回(全13項目)に渡って研修を実施した。</p> <p>○コンプライアンスに関する職員個々の意識調査を実施した。</p> <p>○校内PCサイトに「鳥取県学校職員服務規程」全文を掲載した。</p>
琴の浦高等特別支援学校	<p>○職員会議の開催 ・緊急アピールの趣旨を徹底 ・25年度開校に向けたコンプライアンス向上の取組について</p> <p>○「7つの行動規範」の徹底 ・執務室内、行事黒板横に拡大掲示 ・職員朝礼で一項目ごとに全員で唱和し、一人ずつコメントを発表</p>